

沿道地権者のみなさんへ 道路上に伸びた樹木のせん定についてお願い

道路や歩道への枝の張り出しや倒木により、歩行者や自動車等の通行に支障となる場合があります。

歩行者及び自動車等の通行や、強風や大雨時の安全確保のため、樹木の管理にご協力をお願いいたします。



- 1 次のような状況が見られる土地の所有者の方は、樹木のせん定をお願いします。
 - (1)道路、歩道へ樹木が張り出している。
 - (2)枯れ木、折れ枝などによる通行への障害がある。(又はその恐れがある。)
 - (3)竹木の繁茂による通行への障害がある。(又はその恐れがある。)
- 2 樹木の倒木等が原因で歩行者や自動車等に事故が発生した場合に、樹木の所有者の責任を問われる場合があります。
 - (1)民法第717条 (土地の工作物の占有者及び所有者の責任)
 - (2)道路法第44条 (道路に関する禁止事項)
- 3 作業時の注意事項
 - (1)電線や電話線がある箇所の作業は、危険を伴う場合があるので、事前に最寄の四国電力又はNTTに連絡し、立会いのもとで行ってください。
 - (2)作業にあたっては、通行する車両、自転車及び歩行者の安全確保と、樹木からの転落防止等に十分ご注意ください。
- 4 緊急の場合は、道路通行の支障となる樹木や枝などを予告なく伐採・撤去することがありますので、ご理解をお願いします。